

使用料減免申請書

令和 年 月 日

新ひだか町長 様

申請者 住所

氏名

職業

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名並びに事業内容）

新ひだか町都市公園条例の規定により、下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

記

- 1 使用する公園又は公園施設
- 2 許可年月日及び番号 令和 年 月 日 第 号
- 3 減免申請額
- 4 減免の理由
- 5 備考

※新ひだか町都市公園条例抜粋

(使用料の減免)

第14条 町長は、第4条第1項若しくは第3項又は法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は第8条に規定する有料公園施設を利用する者の責に帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他町長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

※新ひだか町都市公園条例施行規則抜粋

(使用料の減免)

第7条 条例第14条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 使用料の減額 次のいずれかに該当するものについて、使用料に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減額するものとする。

ア 町内に支部を有する公共的団体が主催する行事等のうち、減額が必要であると町長が認めるもののために使用する
とき。

イ 町民の教育、学術及び文化の振興に資する行事等のうち、減額が必要であると町長が認めるもののために使用する
とき。

ウ その他公共性や公益性が高い行事等のうち、減額が必要であると町長が特に認めるとき。

(2) 使用料の免除

ア 町（町が構成町となる一部事務組合及び広域連合を含む。）又は教育委員会が主催し、若しくは共催する行事等のために使用する
とき。

イ 町（町が構成町となる一部事務組合及び広域連合を含む。）又は教育委員会の施策に沿った事業活動を実施するために組織された団体が当該事業目的を達成するために使用する
とき。

ウ 町内の公共的団体、自治会又は社会福祉団体が主催する行事等のうち、町長が認めるもののために使用する
とき。

エ 町内の学校、保育所、認定こども園その他これらに類する機関が教育又は保育を目的として実施する行事等のうち、町長が認めるもののために使用する
とき。

オ 町内の中学生以下の者を育成することを目的とした町内の団体が実施する行事等のうち、町長が認めるもののために使用する
とき。

カ その他公共性や公益性が高い行事等のうち、免除が必要であると町長が特に認めるとき。

2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ウ及びオの規定は、静内川右岸緑地公園パークゴルフ場に係る使用料には適用しない。

3 条例第14条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（別記様式第22号）を提出しなければならない。
い。

4 前項の申請により使用料の減免を決定したときは、使用料減免決定通知書（別記様式第23号）を申請者に交付するものとする。